

1962年12月9日(3日目)

1.開議並びに散会時刻(午前10時43分~午後3時41分)

2.出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天鳳盛雄
4番	一一一	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	柏嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古渡藏清次郎

3.欠席議員は次のとおりである。

4番 安次富 盛信

4.市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 呉屋真徳 収入役 仲村春松  
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢山安一  
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5.本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6.議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諒問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて

日程第2. 諒問第2号末端行政区画について。

日程第3. 議案第33号助役の兼任同意について。

1962年12月9日(3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時43分~午後3時41分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	衣園 盛雄
4番	一一一	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	裕領 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 升
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波藏 清次郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

4番 安次富 盛信

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 仲村 春松  
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一  
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 究 伊佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諒問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて

日程第2. 諒問第2号未端行政区画について。

日程第3. 議案第33号助役の選任同意について。

## (議長より質問の順序を付けて発言)

## 7. 会議の頃末

議長～出席 17 名であります。市町村自治法第 53 条の規定によつて議会は成立致しますので、只今より第 3 日目の会議を開きます。  
 (午前 10 時 43 分)

議長～日程第 1. 区長制度廃止に伴う取扱いについてと、日程第 2. 諮問第 3 号未端行政区画については相関連致しますので、一括上程致します。両案とも質疑の段階で継続審議になつておりますので、昨日に引き続き質疑を求めます。

議長～暫く休憩のまま話し合いたいと思います。  
 (休憩 (午前 10 時 44 分))

議長～再開致します。(午後零時 35 分)

議長～8 番、12 番議員の出席を報告致します。

議長～午前はこれで終ることにします。午後は 2 時より再開することに致します。(午後零時 36 分)

議長～再開致します。(出席 20 名)

1 番～動議を提出致します。諮問第 2 号、諮問第 3 号については、短時間で審議するということは不可能であり、又会期も本日までとなつてありますので、会期を 14 日まで延長したい。

尚、諮問第 2 号、諮問第 3 号を質疑のまま継続審議にしたい。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お詫び致します。只今の動議のとおり会期を 14 日まで延長し、尚、諮問第 2 号、諮問第 3 号を質疑のまま継続審議とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期を 12 月 14 日(5 日間)延長することに致します。尚、諮問第 2 号未端行政区画についてと、諮問第 3 号区長制度廃止に伴う取扱いについてを質疑のまま継続審議とすることに致します。

議長～暫く休憩致します。(午後 2 時 10 分)

#### 7. 会議の頃末

議長～出席 17 名であります。市町村自治法第 53 条の規定によつて議会は成立致しますので、只今より第 3 項目の会議を開きます。  
(午前 10 時 43 分)

議長～詔問第 2 号、区長制廃止に伴う取扱いについてと、日程第 2、詔問第 3 号未端行政区画については相関練致しますので、一括上程致します。両案とも質疑の段階で継続審議になつておりましたので、昨日に引き続き質疑を求めます。

議長～暫く休憩のまま話し合いたいと思います。  
休憩（午前 10 時 44 分）

議長～再開致します。（午後零時 35 分）

議長～8 番、12 番議員の出席を報告致します。

議長～午前はこれで終ることにします。午後は 2 時より再開することに致します。（午後零時 36 分）

議長～再開致します。（出席 20 名）

1 番～動議を提出致します。詔問第 2 号、詔問第 3 号については、短時間で審議するということは不可能であり、又会期も本日までとなつておりますので、会期を 14 日まで延長したい。  
尚、詔問第 2 号、詔問第 3 号を質疑のまま継続審議にしたい。

（賛成と呼ぶ）

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。  
お詫び致します。只今の動議のとおり会期を 14 日まで延長し、尚、詔問第 2 号、詔問第 3 号を質疑のまま継続審議とすることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本会期を 12 月 14 日（5 日間）延長することに致します。尚、詔問第 2 号未端行政区画についてと、詔問第 3 号区長制廃止に伴う取扱いについてを質疑のまま継続審議とすることに致します。

議長～暫休憩致します。（午後 2 時 10 分）

議長～再開致します。(午後3時20分)

議長～日程第3、議案第33号助役の選任同意についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者説明を求めます。

市長～助役の任期が10月末で切れ、その後任を内部、外部からどなたを選任したらよいかと検討致しましたが、人は多くいるがその手腕、力量に長短があり、人選に悩みましたが、長瀬助役を務めて来た前助役が最適任者と思つて選任致したので、宜しく御審議の程を御願い申しあげます。

議長～質疑を求めます。

5番～質疑、討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お詫び致します。動議のとおり質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。(賛成)

主：(異議なしと呼ぶ) はい、賛成です。御異議ございません。(賛成)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに決定致します。

議長～では議案第33号助役の選任同意についてを表決に付します。

議長～原案に同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第33号助役の選任同意についてを原案通り同意することに可決決定致します。

議長～暫休憩致します(午後3時36分)

議長～再開致します(午後3時40分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚、次回は12月14日午前10時より会議を開くことに致します。散会(午後3時41分)

議長～再開致します。(午後3時20分)

議長～日程第3、議案第33号助役の選任同意についてを上程致します。  
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者説明を求めます。

市長～助役の任期が10月末で切れ、その後任を内部、外部からどなたを選任したらよいかと検討致しましたが、人は多くいるがその手わん、力量に長短があり、人選に悩みましたが、長期間助役を務めて来た前助役が最適任者と思つて選任致したので、宜しく御審議の権を御願い申しあげます。

議長～質疑を求めます。

5番～質疑・討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました  
お詫び致します。動議のとおり質疑・討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑・討論を省略することに決定致します。

議長～では議案第33号助役の選任同意についてを表決に付します。

議長～原案に同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第33号助役の選任同意についてを原案通り同意することに可決決定致します。

議長～暫休憩致します(午後3時36分)

議長～再開致します(午後3時40分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚、次回は12月14日午前10時より会議を開くことに致します。散会(午後3時41分)